

文教福祉常任委員会

令和5年9月21日（木曜日）

付議事件

《付託議案》

議案第 9 号 令和5年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項について

議案第10号 令和5年度旭市介護保険事業特別会計補正予算の議決について

議案第14号 専決処分の承認について

出席委員（6名）

委員長 宮内 保
委員 永井 孝佳
委員 戸村 ひとみ

副委員長 片桐 文夫
委員 崎山 華英
委員 伊藤 春美

欠席委員（1名）

委員 伊場 哲也

委員外出席者（2名）

議長 木内 欽市

議員 松木 源太郎

説明のため出席した者（20名）

教育長 向後 依明
保険年金課長 高野 久
社会福祉課長 向後 利胤
高齢者福祉課長 椎名 隆
生涯学習課長 伊藤 弘行
その他担当職員 10名

環境課長 高根 浩司
健康づくり課長 飯島 正寛
子育て支援課長 多田 英子
教育総務課長 向後 稔
体育振興課長 金杉 高春

事務局職員出席者

事務局長

穴 澤 昭 和

事務局次長

金 谷 健 二

副主幹

菅 晃

開会 午前10時 0分

○委員長（宮内 保） それでは、皆さん、おはようございます。ご苦労さまでございます。

大変お忙しい中、ご苦労さまでございます。

昨日、彼岸の入りということで入りましたけれども、何か今年は特別暑くて、まだまだ暑さが続くようであります。また、今週中には、幾らか涼しくなってくるのかなというようなことでありますので、どうかよろしく願いいたします。

また、クールビズ期間中でもありますので、委員会室内では上着を脱ぐなどして調整していただきたいと思います。

なお、伊場哲也委員におかれましては、所用のため欠席させていただきたいとの連絡がありましたので、ご了解をお願いいたします。

ただいまの出席委員は6名、委員会は成立いたしましたので、よろしくお願いいたします。

それでは、文教福祉常任委員会を開会いたします。

なお、松木源太郎議員より、本委員会を傍聴したい旨の申出があり、これを許可いたしましたので、ご了解をお願いいたします。

本日、木内議長にご出席をいただいておりますので、ご挨拶のほうをよろしくお願いいたします。

○議長（木内欽市） おはようございます。

委員の皆様、そして幹部職員の皆様、大変ご苦労さまでございます。

本日は、付託をいたしました一般会計補正予算を含む3議案について審査をしていただくことになっています。

なお、本日、松木議員、毎回傍聴ありがとうございます。どうか皆様、慎重なるご審議をお願いいたします。

この結果に基づきまして、本会議に望むわけでございます。

それでは、宮内委員長、よろしくお願いいたします。

○委員長（宮内 保） ありがとうございます。

議案等説明のため教育長、担当課長及び職員の出席を求めました。

それでは、執行部を代表して向後教育長よりご挨拶をお願いいたします。

○教育長（向後依明） おはようございます。

本日は、文教福祉常任委員会の開催、大変お疲れさまでございます。また、日頃より、委員の皆様には、多方面にわたりご指導、ご支援をいただき、誠にありがとうございます。

さて、本日の委員会に審査をお願いいたします議案は、予算関係の3議案で、議案第9号、令和5年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち文教福祉常任委員会の所管事項、続いて議案第10号、令和5年度旭市介護保険事業特別会計補正予算の議決について、続きまして議案第14号、専決処分の承認についてでございます。

執行部といたしましては、委員の皆様からの質疑に対し簡潔明瞭に答弁するよう努めてまいります。何とぞ、全議案可決、承認くださいますようお願いを申し上げます、挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○委員長（宮内 保） ありがとうございます。

議案の説明、質疑

○委員長（宮内 保） ただいまから本委員会に付託されました議案の審査を行います。

去る9月7日の本会議におきまして、本委員会に付託されました議案は、議案第9号、令和5年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項について、議案第10号、令和5年度旭市介護保険事業特別会計補正予算の議決について、議案第14号、専決処分の承認についての3議案であります。

初めに、議案第9号中の所管事項について、補足説明がありましたらお願いします。

説明、質疑については、着座で結構です。

社会福祉課長。

○社会福祉課長（向後利胤） それでは、着座にて失礼いたします。

議案第9号、令和5年度旭市一般会計補正予算の議決について、社会福祉課所管の補足説明を申し上げます。

恐れ入りますが、補正予算書の11ページをお開きください。こちら下段の表になります。

初めに、3款4項1目生活保護総務費についてご説明いたします。

補正額250万6,000円の増は、そのまま右側の説明欄1、生活保護総務事務費の電算業務委託料250万6,000円となります。

生活保護の基準につきましては、国において5年に1度、定期的な見直しが行われ、本年10月支給分から生活扶助費の基準額の改定が実施されます。

今回の見直しに伴い、本市におきましても、保護決定や経理事務等を行っている電算システムを改修する必要がありますので、補正を行うものです。

なお、この事業に伴う歳入でございますが、ちょっと戻って9ページのほうをお願いいたします。9ページの中段になります。

14款2項2目民生費国庫補助金、1節社会福祉費国庫補助金、説明欄1の生活困窮者就労準備支援事業費等補助金、こちら125万3,000円ですが、国の補助金で、補助率につきましては事業費の2分の1を見込んでおります。

続きまして、12ページをお願いいたします。上段になります。

次に、3款4項2目、こちら扶助費につきましてご説明いたします。

補正額1億5,725万1,000円の増は、説明欄1、生活保護扶助費で、医療扶助費と生活扶助費が対象となります。

医療扶助費は、被保護者が医療機関にかかった場合の費用で、生活扶助費は、衣食や水道光熱費などの日常生活の需要を満たすための費用でございます。

今回の補正の主な要因ですが、まず、医療扶助費につきましては、高齢や傷病などの理由による被保護者の方の増加に加えまして、長期入院や高額な治療を必要とする被保護者の方が増えているためとなります。

次に、生活扶助費については、先ほど説明しました10月からの生活保護の基準改定に伴う扶助費の増額によりまして、不足が見込まれるため補正を行うものでございます。

なお、こちらの事業に伴う歳入ですが、ちょっとまた戻っていただいて9ページをお願いいたします。上段となります。

14款1項1目民生費国庫負担金、4節生活保護費国庫負担金、説明欄1、生活保護費負担金1億1,793万8,000円ですが、こちらは国の負担金で、負担率は事業費の4分の3を見込んでいます。

以上で議案第9号、社会福祉課所管の補足説明を終わります。

○委員長（宮内 保） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（多田英子） それでは、議案第9号、令和5年度旭市一般会計補正予算の議決について、子育て支援課所管の補足説明を申し上げます。

それでは10ページをお願いいたします。

歳入になります。

21 款 1 項 2 目 1 節児童福祉債、説明欄 1、児童福祉施設整備事業債 1 億 3,880 万円は、保育所統合整備事業に充てる地方債で、事業費の 90%が対象となり、元利償還金の 50%が交付税措置されるものでございます。

次に、11 ページをお願いいたします。

歳出になります。

3 款 3 項 6 目保育所費、説明欄 1 の保育所統合整備事業 1 億 5,424 万 3,000 円は、中央第二保育所とゆたか保育所の統合保育所建設工事と、その施工監理業務委託に係る令和 5 年度分の事業費となります。

歳出の内容につきましては、別添の資料をご覧ください。

右上に、議案第 9 号、子育て支援課と記載があります資料の 1 ページをお願いいたします。

建設予定地は青年の家跡地、旭市二の 5127 番地です。園舎の床面積は 1,012.73 平方メートル。鉄骨造り平家建て、定員は 120 名、工期につきましては、令和 6 年 1 月から令和 7 年 1 月までの 13 か月間を予定しており、工事期間が年度をまたぐことから、債務負担行為の設定をしております。

次に、資料中段の表をご覧ください。工事費等になります。

設計監理委託料及び保育所整備工事につきまして、各年度の進捗状況に応じて見込んだ金額を予算計上しております。

令和 5 年度分は合計で 1 億 5,424 万 3,000 円で、債務負担行為を設定している令和 6 年度分は 7 億 265 万 9,000 円で、2 か年度の合計は 8 億 5,690 万 2,000 円となります。

工事費には、園舎のほかに歩廊、これは外廊下なんですけれども、歩廊や倉庫棟、駐車場、外構、給食設備、園庭、植栽、遊具、プールなどを含んでおります。

次に、資料の 2 ページから 5 ページが（仮称）中央第二・ゆたか統合保育所建設工事に係る図面等になります。

2 ページは、統合保育所の外観パースです。

3 ページは案内図・配置図、4 ページは平面図、5 ページは立面図となっております。

次に、資料の 6 ページをお願いいたします。

（仮称）中央第二・ゆたか統合保育所建設スケジュールです。

建設スケジュールの中段、ナンバー 8 をご覧ください。

補正予算をご承認いただいた後の予定になりますが、令和 5 年 10 月から 12 月で工事入札、

その後ナンバー19、12月議会にて議決承認いただきまして、本契約を予定しております。その後ナンバー10、令和6年1月から令和7年1月までの13か月間で建設工事を行いまして、ナンバー13、令和7年4月の開所を目指してまいります。

以上で議案第9号、子育て支援課所管の補足説明を終わります。

○委員長（宮内 保） 教育総務課長。

○教育総務課長（向後 稔） 議案第9号、令和5年度旭市一般会計補正予算の議決について、教育総務課所管の補足説明を申し上げます。

補正予算書の9ページをお願いいたします。

歳入になります。

中段の14款2項5目、教育費国庫補助金は、文部科学省から交付される国庫補助金でございます。

説明欄にありますように、公立学校情報機器活用支援体制整備費補助金165万円は、国が進めるGIGAスクール構想に基づく、ICTを活用した学習活動などを支援するため、文部科学省が新設した補助金で、今年度に入り交付決定を受けたため、補正予算に計上するものです。補助率は2分の1でございます。

続いて、補正予算書の12ページをお願いいたします。

歳出になります。

下段の10款1項2目事務局費の補正額の財源内訳欄、こちらのほうで歳入で国庫支出金として165万円を補正することにより、同額を一般財源から減額するものでございます。

なお、補助対象となる歳出予算につきましては、当初予算の教育の情報化推進事業で計上しておりまして、内容としましては、タブレット端末等の問題解決や技術的支援を目的とするGIGAスクール端末運用支援業務委託料330万円に充てるものでございます。

以上で議案第9号、教育総務課所管の補足説明を終わります。

○委員長（宮内 保） 担当課の説明が終わりました。

議案第9号について、質疑がありましたらお願いいたします。

崎山委員。

○委員（崎山華英） お疲れさまです。

議案第9号のほうで、統合保育所の設計に関することなんですけれども、設計の中身のことでちょっとお聞きしたいんですが、最低限その設計の設置基準などは満たしていると思うんですけれども、その他で例えば事故予防ですとか安全に関して気をつけるべき点、どのよう

に考えているかとか、工夫される予定のことについてちょっと教えてください。

○委員長（宮内 保） 崎山委員の質疑に対し答弁を求めます。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（多田英子） それでは、資料の4ページをご覧いただきたいと思います。

平面図になります。

こちら、出入口全て、外側の園庭のほうから送迎をするようになります。今まで、現在もそうなんですけど、保育士等の意見も取り入れまして、平家造りということもございまして、保護者と子どもたちの様子、そちらが安全に配慮して見て取れるというような形になっています。

また、右手が東なんですけど、東側から入りまして、北側が事務室となっています。この事務室からもゼロ・1歳児が廊下の反対側、南側になっているんですけど、その辺りも安全に配慮できるように事務室側と接しています。

当然、事務室の入り口もオープンとなるような形になっています。事務室の隣が2歳児なんですけど、そここの間の扉なんですけど、そこは子どもたちが外に出ていってしまわないよう、そこはちょっと施錠ができるようなつくりとなっています。

トイレも2歳児のほうは室内から、保育室の中からトイレに、トイレトレーニングとかをする時期でもありますので、保育室からトイレにすぐに行けるような形になっています。

そのほか園舎の周りなんですけど、フェンスで囲まして、周囲に防犯カメラ等も少し数を多く設置する予定でいます。

以上です。

○委員長（宮内 保） 崎山委員。

○委員（崎山華英） ありがとうございました。

年齢によって、昨日できなかったことが急に今日できるとかが、あって本当に事故というのは気をつけていただきたいので。

ちょっとすみません、1点、3歳児の保育室が一番左端というのがちょっとあまり見ないのかなと思って、多分おトイレの関係なのか、だいたいこの年齢順に教室が並んでいるような保育園というイメージだったので、そのあたりが3歳が一番向こう側なのかなぜなのかなというのと、そう死角がないように注意されて工夫されるということは今お聞かせいただいて、安心はしました。

それで、設計の業者さんってどちらになるんですしたっけ。

あと、その業者さんのほうで過去、保育園の実績、設計された実績とか、どういうふうなのがあるのかとか、もし分かれば教えてください。

○委員長（宮内 保） 崎山委員の質疑に対し答弁を求めます。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（多田英子） 3歳児が奥なのか、なぜ年齢順に並んでいないのかというところなんですけど、トイレを真ん中につけるということになると、数多くつけるということになりまして、最初は真ん中も想定していたんですけども、一番奥にいたしまして、こちら3歳児も、結構今3歳児でもおむつの取れないお子さんが結構いらっしゃるということで、こもやはり保育室からすぐにトイレに行けるような形を取っています。

真ん中の4歳と5歳児なんですけど、こちらは保育室内からトイレに行けるつくりではありませんで、1回廊下に出まして、二つの保育、4歳と5歳の子どもたちが両方で利用するようなトイレになっております。

それと、業者ですが、設計業者は株式会社東総設計です。

過去の実績なんですけど、たしか海上中学校を建設されていらっしゃるということと、ちょっと、すみません、今ちょっと海上中しか認識がないんですが、失礼しました、矢指小学校も建設されていらっしゃいます。

以上です。

○委員長（宮内 保） 崎山委員。

○委員（崎山華英） 保育園の実績は、今までなかったという形ですかね。ちょっとその辺が気になるところではあるんですけど、死角、転倒とか転落、あと死角とか隙間に入って、かくれんぼしちゃって、行方不明になってそのまま窒息で亡くなるというケースとか、そういうのがあると思うので、ちょっと最低限設置基準とか、その設計の基準を満たしていたとしても、ちょっといま一度、乳幼児が使うという点をいま一度意識して、本当に大丈夫なのかという設計をお願いしたいなと。ここまでつくっていただいているところだとは思いますが、十分に注意して設計をお願いしたいなと思うところです。

以上です。

○委員長（宮内 保） 答弁は。

○委員（崎山華英） この資料って、もうちょっと早く頂けたら、じっくり見れたなと思ったんですけども、事前に頂くことというのは難しいんですか。

○委員長（宮内 保） 崎山委員の質疑に対し答弁を求めます。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（多田英子） 設計に関しましては、納期が8月末だったということがございまして、また、この常任委員会に合わせて資料を準備していました。

もっと早くというと、どのような時期がよろしかったのか、ちょっと。そうですか。そうしましたら、事務局のほうと相談させていただいて、可能な限り早くお渡しできればと思います。申し訳ありません。

○委員長（宮内 保） ほかに。

戸村ひとみ委員。

○委員（戸村ひとみ） それでは、2点お願いします。

まず、生活保護のほうです。5年に1度の見直しで、10月からの基準改定ということなんですけれども、これは見直しによって人数って変わるものなんですか。本来ならばこの人数だったものが、見直しすると増えるとか、そういうふうになるものなのか。

あと、できましたら10年分の生活保護数を後ほど表にでもしていただきたいです。

それと、あと……

○委員長（宮内 保） 戸村委員、一つずつ行きましょうか。

○委員（戸村ひとみ） 1個ずつでいいんですか。決算委員会のときは、まとめて言えとか。

○委員長（宮内 保） じゃ、続けていいです。

○委員（戸村ひとみ） 続けていいですか。

あと10月からの見込み人数、お願いします。

それから、保育園のほうなんですけれども、保育園って、やっぱり特殊な建物だと思うんですけれども、これって恐らくどこでも安全ということに関しては、一番考えられているところだと思うんですけれども、旭で子育てしたいみたいな人とかのために、旭らしさみたいなものって、この設計の中入っていますか。結構いろいろな町で、その町らしさみたいな、例えばその特産の木がある場合は、そこの木をふんだんに使っただとか、園庭の真ん中にその町の木が植えてあるだとか、いろいろ工夫をしていらっしゃるのを私は視察したことがあるんですけれども、そういった旭らしさ、旭で子育てしたいって、ここに預けて子育てしたいみたいな、そういったものというのは入っていますか。

○委員長（宮内 保） 戸村委員の質疑に対し答弁を求めます。

社会福祉課長。

○社会福祉課長（向後利胤） 生活保護の基準改定が5年に1度ございます。こちらについて、

人数につきましては、特に人数につきましては、当初見込んでいた数とそんなに多くは変わりません。

基準の改定につきましては、国の厚労省のほうで物価の状況等を見まして、生活保護の基準として適切かどうかというのを定期的にやっている中で出しました。

物価スライドも若干あるんですけども、そちらでの基準に加えて、今回ちょっとコロナ等の需要で特例加算というのがございまして、その特例加算につきましては、保護者1人当たり月に月額で1,000円ほど上がります。こちらの受給者のほうは、だいたい従来の分よりちょっと少し多めに見込んだ中で1,000円を月額掛けて、10月以降の分として見込んで、生活扶助費のほうを増額させていただいています。

それと、戸村委員のあれで、ちょっと10年分というお話なんですけれども、手元にあるのがちょっと5年分の生活保護の受給……過去10年分の……そうですか。承知しました。

以上です。

○委員長（宮内 保） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（多田英子） 旭らしさというお話ですが、ちょっと旭らしさかどうかというところがちょっと、旭らしさって何かなというところも若干あるんですけども、今回の設計では、東側の玄関スペースから入るんですけども、西側までの遊戯室、この間の廊下を大変広く取っています。そこで多目的に子どもたちが遊べるというような形でつくってあります。

また、全ての保育室が南側に向いていまして、自然の光や風を取り入れられるというような形になっていまして、旭らしさというところではちょっと違うかもしれませんが、遊具等も複合の遊具等を設置して、園庭も結構広いつくりになっていますので、子どもたちが伸び伸びと遊べるようにつくってあります。

また、植栽のほうもしていまして、平面図の左手のほうなんですけど、畑を少し取っていただいて、子どもたちがこちらで、今もだいたいサツマイモとか作っているんですけど、サツマイモであつたりとか、ジャガイモであつたりとか、そういうものを作る喜び、そういうものを感じられるよう設計してございます。

以上です。

○委員長（宮内 保） 戸村委員。

○委員（戸村ひとみ） ありがとうございます。旭らしいと思います。ありがとうございます。

生活保護なんですけれども、外国人の方って対象になっていますか。

○委員長（宮内 保） 戸村委員の質疑に対し答弁を求めます。

社会福祉課長。

○社会福祉課長（向後利胤） 外国人の方も対象になってございます。

そのうちというのは、ちょっと今、数がすみません、すぐ出なくて、ただ、対象には外国人の方もなっております。合わせてということで、承知しました。

○委員長（宮内 保） ほかに質疑はありませんか。

永井委員。

○委員（永井孝佳） 2点質問させていただきます。

G I G Aスクールについてなんですけれども、この事業の評価とか効果とかを測るのは、今後ご予定があるのか、いつ頃されるかをちょっと伺いたいと思います。

もう一点は、生活保護についてなんですけれども、先ほど戸村委員が後でと言っていたんですけれども、現在の人数、教えていただければと思います。

あと、生活扶助費については、この特例加算の1人1,000円なのかなと思うんですけれども、医療扶助費が1億5,000万円上がっている理由というか、この辺をちょっと教えてください。

○委員長（宮内 保） 永井委員の質疑に対し答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（向後 稔） まず、G I G Aスクールの評価ということでございますが、教育委員会におきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づきまして、毎年教育委員会事務の点検評価というのをしております。

その中では、このG I G Aスクール構想関係でタブレットを購入して、2年度で購入して、3年度、4年度、2年たって今年度3年目になるわけですが、その中では評価としては順調というような評価をしています。

学識経験者の方からもご意見いただいておりますが、それについても、一応順調という評価をいただいております。

ただ、そのタブレットの活用に関して、子どもたちの活用する、授業で使う時間とか、それ、あとは先生がその使い方を熟知しているとか、それにつきましては、まだまだ向上する部分はあると思います。

それにつきましては、I C T事業マイスターということで、先生方を育てるようなこともしていきますので、今のところは順調ということで、今後もそれを効果的に活用できるようにしてまいりたいと思っています。

○委員長（宮内 保） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（向後利胤） 生活保護の現在の人数と世帯数ということで、8月末現在でお答えさせていただきます。

8月末現在で生活保護の人員数につきましては473名、それから、世帯数につきましては411世帯になります。

それと、医療扶助費のほうの事由というところでございますけれども、保護の受給者の方も傷病ですとか、それから、高齢者の方も増えているようなところもございます。ちょっと具体的にはあれなんですけれども、がんですとか心臓手術、それから、よく終末期の医療と申しますか、それからICUに入るですとか、健康をちょっと害している保護者の方も多い状況になっていまして、そういった医療費のほうの、生活保護、ご存じのとおり10割が市のほうから全額が出るような格好になりまして、そういった受給者の方が増えているような状況で、今回補正のほうを、高額になりますが、ちょっとお願いしているような状況です。

○委員長（宮内 保） 永井委員。

○委員（永井孝佳） 今、GIGAスクールのほうなんですけれども、おおむね順調に推移しているということなんですけれども、小学校の低学年がまだ字もちゃんと書けないうちから、タブレットでテキストをやっているとかについて、疑問を持っている保護者の方もいらっしゃいまして、その辺の今後の進み方も注視していただければと思います。

あと生活保護のほうなんですけれども、医療費が無料ということで、無料だからどんどん使っちゃうみたいなことがあるのかなと思いついて聞いたんですけれども、そういった点の対策とか、そういうものってあるんでしょうか。

○委員長（宮内 保） 永井委員の質疑に対し答弁を求めます。

社会福祉課長。

○社会福祉課長（向後利胤） 医療費が無料ということで、要は頻回受診したり、結構かかってしまわないかというところでございますが、こちら市の社会福祉課のほうに、担当のケースワーカーのほうがあります。そちらのケースワーカーのほうで、主治医の訪問をしまして、この方のかかっている医療、これで適切か、通院回数についてはどうかということも、生活保護のケースワーカーのほうが具体的に主治医のところへ行って、訪問するなどして確認しています。

あと、あわせて、この医療内容で多くかかっていないの、内容が適切なというのは、第三者の医療的見地から見ていただくような格好がございまして、嘱託医の先生を委嘱していま

して、毎月1度、診療内容のほうも確認して、その内容の妥当性についても客観的な見地から評価いただいていますので、その辺でチェック体制は整っています。

以上です。

○委員長（宮内 保） 先ほどの戸村委員からの資料請求につきましてですが、本委員会として、内容を確認してから対応したいと思いますので、その辺よろしく願いいたします。

そのほかに質疑ありませんか。

片桐委員。

○委員（片桐文夫） 統合保育所のことなんですけれども、今ちょっと私、図面ずっと見ていたんですけれども、入り口が、保護者の入り口は南東、来客用の入り口は北側のほうになるのかな。北西になるのかな。

あと、駐車場の台数が保護者が40台と、来客用のほうで27台ですか、職員と含めて67台なんですけれども、2保育所が一緒になった場合に、催物等をやったときに、駐車場の問題とか、どうなんですかね。

○委員長（宮内 保） 片桐委員の質疑に対し答弁を求めます。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（多田英子） そうしましたら、3ページの図面のほう、配置図になるんですけれども、まず、入り口なんですけれども、ちょっと入り口が申し訳ありません、4ページの図面のほうが見やすいので、4ページの平面図をお願いいたします。

こちら風除室と書いてございますのが東側、図面の左側、風除室、真ん中辺りなんです、こちらが来賓等の出入口になっています。

保護者のほうは、手前のほうに、左手の真ん中辺りになるんですが、真ん中って左端の……

（発言する人あり）

○子育て支援課長（多田英子） 4ページです。事務室、先ほどご説明した事務室の前の辺りになるんですが。

保護者の方は、少し手前の園庭のほうの入り口、ゼロ・1歳児の保育室の手前のほうから入っていただくような形になります。

雨の日も保育室の前まで行けるように、インターロッキングというところで、土ではなく整備してまいりたいと考えています。

（発言する人あり）

○子育て支援課長（多田英子） 車の出入りは、申し訳ありません、資料3ページの配置図を見

ていただきたいんですが、こちら東側に 40 台を想定しています。こちらが保護者の送迎時に
……

(発言する人あり)

○子育て支援課長(多田英子) 失礼いたしました。建物の入り口と勘違いしてしまいまして、
こちらの配置図の手前にあります、南側にありますのが学校給食センターになっています。
旧市役所通りのほうから入っていただきまして、給食センターの前を通過して……

(発言する人あり)

○子育て支援課長(多田英子) 保護者です。

(発言する人あり)

○子育て支援課長(多田英子) 来客者も同じ駐車場を使っていただきます。

(発言する人あり)

○子育て支援課長(多田英子) 西側の駐車場なんです、こちら主に職員の駐車場を想定して
います。失礼いたしました。全てじゃなくて、2 台だけ来客用、そちら。

(発言する人あり)

○子育て支援課長(多田英子) こちらは、西側のほうに入り口がございまして、そこから入っ
ていただくようになります。ただ、メインの来客、ほとんどの保護者の方でご相談があつた
りとか、お見えになったりとかする場合は、東側のほうから入っていただければいいかなと
思っています。

○委員長(宮内 保) 片桐委員。

○委員(片桐文夫) すみません、何か課長と 2 人で話しているみたいで。

○委員長(宮内 保) 2 人で話してはだめだよ。

○委員(片桐文夫) 申し訳ありません。

そうするとこれ、催物とかあった場合の保護者に知らせる場合は、当然両方の駐車場も使う
と思うんですよ。その場合、本来であれば、同じ入り口からぐるっと動線が北側ですか、回
って行って、後ろの駐車場に行けるとかであれば、分かりやすいのかなと思うんですけど
も、ちょっと分かりづらい点があるかと思うんですけども、その点を催物のときにあれな
のかな、保護者に伝えればいいのか。

○委員長(宮内 保) 片桐委員の質疑に対し答弁を求めます。

子育て支援課長。

○子育て支援課長(多田英子) 基本的には、この東側の 40 台、それと東総教育会館が近くに

ございまして、そちらも、もう現時点でお話をしていまして、東総教育会館が使用しないときに限りということにはなりますが、そちらも利用させていただけるようになっています。

そのほか、北側の線路を越えてなんですけど、総合体育館のほうの駐車場もご利用いただけますので、かなりの台数が置けるかと思っています。

○委員長（宮内 保） 片桐委員。

○委員（片桐文夫） 分かりました。じゃ、この西側の来客用というのは、ただこの図面を起こしたときのあれでいいのかな、考え方で。もし万が一駐車が前だけで、教育会館とか保育所の駐車場で止められなければ、こちらも案内するというような考えですかね。答弁はいいです。

○委員長（宮内 保） 答弁はいいですか。

そのほかに質疑ありませんか。

木内議長。

○議長（木内欽市） 保育所のことで、余計なお世話かもしれませんが、トイレは当然水洗でしょうね。それとあと、水道も自動に水が出て、その点を確認したいと思います。

何でかという、当然そうだと思いますが、苦い経験があるんです。海上中学校ができたときに、まだ新しいんですが、野球場、これ私らもミスだったんですけどもね。いまだに皆さん行けば分かるんですが、野球場、ソフト場、ベンチがないんですよ。そうしたら、業者がベンチは頼まれていなかったと、こう言ったそうなんですけど、担当の課長は、野球場にベンチがない話があるかと。私はもう当然できると思っていて、今パイプでやってシートでやっているでしょう。それが1点。

それと、体育館のあれ見たら、やっぱり武道場がなかった。私、剣道をやっているものから、武道場、学校で武道は一つやることになっていますね。相撲、柔道、剣道ね。科目に入っているんですよ、部活動云々に。武道場がなかったんです。そうしたら急遽、体育館の隅を武道場にしました。したんですけども、やっぱり途中からやったもので、窓がなくて、後から窓やるのに大変なお金がかかったんです。

そういうことがありますものですから、あともう1点言いたいのは、教育長さんもいらっしゃいますが、小学校・中学校で水道を直すという工事が私が議員のとき上がってきたんです。そのとき言ったんですよ。自動でしょうっていったら自動じゃない。やっぱりこれだったんですね。そのときも私強く言ったんです。夏休みとか、水道、蛇口開けばなしにして、あるいは冬の場合、凍っていた場合に開けばなしやって、水道出ません。凍っている場合に

は。そのまま帰っちゃうと、何日間もずっと水道出っ放しで料金無駄な料金になりますよって言いましたが、受け入れてもらえませんでした。

その後、今コロナで全部水道は自動になったでしょうが、変えたと思うんですが、その予算だって何千万円という予算が無駄になっているんですよ。

ですから、そういった意味で、確認です。今トイレは子どもたち、だいたいどこのうちでも水洗ですよ。ところが、学校は遅れているんです。全部これ座ってやるトイレでしょうけれどもね。そういうちょっと心配になったもので、ちょっと確認です。よろしくお願いします。回答は結構でございます。

○委員長（宮内 保） 議長、答弁は。

○議長（木内欽市） 答弁、結構です。

○委員長（宮内 保） いいですか。

そのほかに、ありますでしょうか。

（発言する人なし）

○委員長（宮内 保） それでは、特にないようですので、議案第 9 号の質疑を終わります。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（多田英子） 先ほどご説明の中で、建設スケジュールで、6 ページの建設スケジュールをご説明した際に、ナンバー 9、議会の議決の欄で、ナンバー 19 と申し上げてしまいましたので、訂正しておわび申し上げます。よろしくお願いいたします。

○委員長（宮内 保） それでは、続いて、議案第 10 号について、補足説明がありましたら、お願いします。

高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（椎名 隆） 着座にて失礼いたします。

議案第 10 号、令和 5 年度旭市介護保険事業特別会計補正予算の議決について、補足説明を申し上げます。

補正予算書をお願いします。補正予算書の 4 ページをお願いいたします。

第 2 表の債務負担行為についてですが、本会議で補足説明しましたとおり、令和 5 年度をもって市内 3 か所の地域包括支援センター業務委託契約が終了することに伴い、本年度内に受託法人を公募し、契約を締結するため、債務負担行為の設定を行うものであります。なお、契約期間は現契約と同じ 3 年としております。

本委員会ではお配りしました別添の議案第 10 号高齢者福祉課と書いてあります旭市地域包

括支援センター業務委託の公募についての資料により、説明させていただきます。

資料の 1 ページをご覧ください。

まず、1 の地域包括支援センターの役割についてです。

地域包括支援センターは、高齢者が住み慣れた地域で、その人らしい生活を続けられるように、介護・福祉・保健・医療など様々な面で支援を行うためのワンストップ総合相談窓口となります。

次に、2 の高齢者人口と地域包括支援センターの職員数であります。

地域包括支援センターには、65 歳以上の第 1 号被保険者数がおおむね 3,000 人以上 6,000 人未満ごとに、常勤専従の保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員を各 1 名ずつ配置する必要があります。

旭市の 65 歳以上の人口の担当地域別内訳としまして、いずれの地域も 6,000 人を超える数となります。そのため、それぞれの地域で専門職を 1 名増員して 4 名以上の専門職の配置が必要となります。

続きまして、3 の地域包括支援センターの業務委託の概要です。

各センターの担当地域については、次の 2 ページをご覧ください。

三つの地域包括支援センターの担当地域となります。まず、中央地域については、権利擁護業務や在宅医療・介護連携推進、認知症支援などの機能を強化し、当該分野での他のセンターの業務を支援する機能強化型センターとして位置づけております。

資料の 3 ページをお願いいたします。

その機能強化型センターである中央地域包括支援センターには、生活支援コーディネーターを新たに 1 名配置いたします。生活支援コーディネーターは、民間企業やボランティアなど、地域の多様な担い手によるサービスなどの地域資源を把握、活用することで、生活支援サービスを充実させる役割を担います。

また、当該職員は、認知症地域支援推進員を兼務いたします。認知症地域支援推進員は、医療機関や介護サービス事業所などの支援機関間の連携を図るための支援、認知症の人やその家族を支援する相談業務、地域において生きがいを持った生活を送れるような社会参加活動のための体制整備等を行います。

資料の 4 ページをご覧ください。

4 の業務委託料についてです。

人件費・光熱水費などの運営経費である年間委託料の上限を、通常センターは 1 事業所当た

り 2,715 万円、機能強化型センターは 200 万円を加算した 2,915 万円と積算しております。

なお、初年度は必要に応じ、初期費用として 50 万円の加算を予定しており、3 年間の業務委託料の上限は 2 億 5,185 万円となっております。

また、機能強化型センターである中央地域包括支援センターに配置いたします生活支援コーディネーターの業務委託料は、年間 300 万円、3 年間の業務委託料の上限は 900 万円、認知症地域支援推進員の業務委託料は、年間 200 万円、3 年間の業務委託料の上限は 600 万円と積算いたしました。

委託期間は、引継ぎ期間を考慮し、令和 6 年 3 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までと考えております。

なお、令和 6 年度の歳入歳出予算につきましては、改めて新年度予算で計上させていただく予定であります。

最後に、5 の今後のスケジュールについては、ご覧のとおり予定しております。

以上で議案第 10 号の補足説明を終わります。

○委員長（宮内 保） 担当課の説明は終わりました。

議案の審査は途中でありますが、11 時 5 分まで休憩いたします。

休憩 午前 10 時 53 分

再開 午前 11 時 5 分

○委員長（宮内 保） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き議案の審査を行います。

社会福祉課長。

○社会福祉課長（向後利胤） 先ほど戸村委員のほうからご質疑いただきました生活保護の受給状況の 10 年間の推移ということで、ご回答申し上げたいと思います。

まず、平成 25 年度でございますが、生活保護の世帯数につきましては 319 世帯、それから、人数は 388 人。続いて、平成 26 年度が世帯数が 350 世帯、人数が 421 人。平成 27 年度が世帯数が 356 世帯、人数が 423 人。それから、平成 28 年度が世帯数が 351 世帯で、人数が 410 人。平成 29 年度が世帯数が 339 世帯、それから、人員につきましては 396 人。続いて、平成 30 年度でございますが、世帯数につきましては 333 世帯、人数は 386 人。令和元年度でございます

が、世帯数は 343 世帯、人数は 402 人。それから、令和 2 年度でございますが、世帯数につきましては 347 世帯、人数につきましては 406 人。令和 3 年度になりますが、世帯数は 349 世帯、人数につきましては 398 人。それから、最後に令和 4 年度でございますが、こちら世帯数が 377 世帯で、人数につきましては 426 人ということで、こちらは年度の平均をいたしました被保護の状況となります。

ご質問のもう一つございました外国人の数につきましては、こちらの内数で、人数のほうには外国人の方も含まれていますが、ただいますぐにはちょっと外国人につきましては申し上げられませんが、一応推移といたしましては、10 年間の推移はこのような状況になってございます。

以上です。

○委員長（宮内 保） それでは議案第 10 号について、質疑がありましたらお願いいたします。

片桐委員。

○委員（片桐文夫） 旭市地域包括支援センターのことなんですけれども、旭市北部地域 6,970 人の高齢者人口、東部地域 6,439 人の高齢者人口ということで、業務委託料については北部も東部も 2,715 万円という基本の金額なんですかね。500 人も違うので、どうなのかなと思って、ちょっとお聞きしたいと思います。

○委員長（宮内 保） 片桐委員の質疑に対し答弁を求めます。

高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（椎名 隆） ご質問の北部と東部で高齢者人口が 500 人ほど違うが、委託料はということなんですけれども、基本的には、委託料を一般のセンターのほうは 2,715 万円ということで、基本の数字で考えて設定しています。

実際、業務委託料で運営していただいて、その中で収支増減あれば、多い場合にはそのままでもいいんですけれども、足りた場合はその分返還という形になりますので、あとは、実際 6,000 人を目安ということで、ある程度地域分けしたというのもありますので、その辺は多少、今後増減あるかと思いますが、これをベースにということで考えていますので、それに対して何人違うから委託料幾らという、そこまでは細かくは試算していません。申し訳ございません。

○委員長（宮内 保） いいですか。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（宮内 保） それでは特にないようですので、議案第 10 号の質疑を終わります。

続いて、議案第 14 号について、補足説明がありましたら、お願いいたします。

健康づくり課長。

○健康づくり課長（飯島正寛） それでは、議案第 14 号、専決処分の承認について補足説明を申し上げます。

令和 5 年度旭市一般会計補正予算書（第 3 号）の 7 ページをお願いいたします。

初めに、歳入になります。

14 款 2 項 3 目衛生費国庫補助金、説明欄 1、新型コロナウイルスワクチン接種事務費補助金と説明欄 2、新型コロナウイルスワクチン接種事業費補助金を合わせた 1 億 3,500 万円は、令和 5 年秋開始接種にかかる費用の国の補助金で、補助率は 10 分の 10 となっております。

続いて、歳出になります。

8 ページをお願いいたします。

4 款 1 項 2 目予防費、説明欄 1、新型コロナウイルスワクチン接種事業 1 億 3,500 万円は、本年 9 月 20 日から開始された秋開始接種に係る事業費です。接種の対象者は初回接種を終了した全ての方になり、費用についても引き続き無料となっております。使用するワクチンについては、現在流行しておりますオミクロン株、XBB. 1.5 に対応した 1 価ワクチンに変更となります。

本市においては、国の示す秋開始接種の初日である 9 月 20 日、昨日ですけれども、9 月 20 日から集団接種を海上庁舎にて実施しております。個別接種についても、市内 10 か所の医療機関に協力をいただき、明日から、9 月 22 日から開始をいたします。

なお、接種期間は令和 6 年 3 月 31 日までとなっております。

歳出の主なものとしまして、説明欄の 3 の職員手当等 318 万 3,000 円は、会計年度任用職員の報酬や保険料及び職員の時間外手当です。

10 の需用費 387 万 2,000 円は、接種券発送用の封筒代などの消耗品費及び集団接種会場の光熱水費となります。

11 役務費 354 万 6,000 円については、接種券の発送にかかる郵便代と、国保連合会への手数料です。

12 委託料 1 億 1,717 万 2,000 円は、集団接種会場内のパーテーションや案内看板などの設置を委託する会場設営委託料と集団接種会場での受付から接種までを包括的に委託を行うための費用として、新型コロナウイルス接種等包括業務委託料となります。

続いて、9ページになります。

18 の負担金補助及び交付金の 320 万円は、医療機関支援金として週 100 回以上の接種を指定する 2 か月ごとの間に 4 週間以上実施した医療機関へ、接種費用に上乗せして交付するものでございます。

以上で議案第 14 号の補足説明を終わります。

○委員長（宮内 保） 担当課の説明が終わりました。

議案第 14 号について、質疑がありましたらお願いいたします。

永井委員。

○委員（永井孝佳） 1 回目の方は対象外なのかどうかをちょっとお伺いしたいのと、あとはこれが最後の無料接種になるかを確認したいです。来年度以降は有料になるかどうか、その辺、もし情報があれば教えてください。

○委員長（宮内 保） 永井委員の質疑に対し答弁を求めます。

健康づくり課長。

○健康づくり課長（飯島正寛） 1 回目の方も、この XBB のワクチンのほうの対象となります。

また、来年度以降無料になるかということですが、今のところは、国のほうとしては、個人負担をというところで考えているというふうに伺っています。

○委員長（宮内 保） 永井委員。

○委員（永井孝佳） あと年齢は何歳からでしたっけ、確認させてください。

○委員長（宮内 保） 永井委員の質疑に対し答弁を求めます。

健康づくり課長。

○健康づくり課長（飯島正寛） 年齢につきましては、生後 6 か月以上ということになります。

実際に誕生日がございますので、6 か月以上ということでございます。

○委員長（宮内 保） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（宮内 保） 特にないようですので、議案第 14 号の質疑を終わります。

以上で付託議案についての質疑は終わりました。

議案の採決

○委員長（宮内 保） これより討論を省略して、議案の採決をいたします。

議案第 9 号、令和 5 年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち、本委員会所管事項について、賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○委員長（宮内 保） 全員賛成。

よって、議案第 9 号は原案のとおり可決されました。

議案第 10 号、令和 5 年度旭市介護保険事業特別会計補正予算の議決について、賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○委員長（宮内 保） 全員賛成。

よって、議案第 10 号は原案のとおり可決されました。

議案第 14 号、専決処分の承認について、賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○委員長（宮内 保） 全員賛成。

よって、議案第 14 号は原案のとおり承認されました。

以上で本委員会に付託されました議案の審査は終了いたしました。

なお、委員長報告につきましては、委員長に一任願いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（宮内 保） ご異議ないようですので、委員長報告は委員長一任とさせていただきます。

所管事項の報告

○委員長（宮内 保） 次に、所管事項の報告に入ります。

報告がある所管課は随時報告をしてください。

教育総務課長。

○教育総務課長（向後 稔） それでは、市内小・中学校の学級閉鎖等についてご報告申し上げます。

初めに、新型コロナウイルス感染症に伴う学級閉鎖です。

干潟小学校が1学級で学級閉鎖を行いました。閉鎖期間は9月14日木曜日、15日金曜日の2日間でございます。

次に、インフルエンザに伴う学級閉鎖もありまして、嚶鳴小学校が1学級で学級閉鎖を行い、閉鎖期間は9月20日から22日までの3日間です。

そして、第一中学校が1学年で学年閉鎖を行い、閉鎖期間は9月15日、16日の2日間でございます。その後、一中のほうは新たに2学年、3学年で学年閉鎖を行っていきまして、閉鎖期間は9月21日、本日でございます。

なお、第一中で予定していました体育祭、9月16日に予定していたんですが、10月3日に延期をいたしました。

以上で報告を終わります。

○委員長（宮内 保） あとはよろしいですか。

担当課の報告は終わりました。

所管事項の報告を終わります。

○委員長（宮内 保） 以上で本日の日程は終了いたしました。

これにて本委員会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでした。

閉会 午前11時18分

旭市議会委員会条例第30条第1項の規定により署名する。

旭市議会文教福祉常任委員会委員長 宮 内 保